

審 第 6 4 4 号  
答 申 第 3 0 5 号  
令和5年5月30日

千葉県知事 様

千葉県個人情報保護審議会  
会 長 中 曾 根 玲 子

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年3月19日付け政法第〇〇号-1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第284号

令和3年3月9日付けで審査請求人から提起された、令和3年3月3日付け政法第〇〇号-2で行った自己情報不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和3年3月3日付け政法第〇〇号一2で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は結論において妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年2月17日付け開示請求書及び同月18日付け補正書により、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「私に係る 1.『戸籍謄本（戸籍法第10条の2第3項）住民票の写し（住民基本台帳法第12条の3第2項）等職務上請求書』の写し 2.『金銭消費貸借契約書』の写し」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、本件開示請求に係る文書の存否を答えることは、条例第17条第6号柱書に規定する不開示情報を開示することとなり、条例第20条に該当するとして、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和3年3月9日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和3年3月19日付け政法第〇〇号一1で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

(ア) 原処分を取消しせよ。

(イ) 私に係る「戸籍謄本（戸籍法第10条の2第3項）住民票の写し（住民基本台帳法第1条の3第2項）等職務上請求書」の写し及び「金銭消費貸借契約証書」の写しを開示せよ。

イ 本件審査請求の理由

本件開示請求対象文書とは、単に、私に係る「戸籍謄本（戸籍法第10条の2第3項）住民票の写し（住民基本台帳法第1条の3第2項）等職務上請求書」及び「金銭消費貸借契約書」と特定されるのみであることに鑑みれば、実施機関の取得経緯を不開示理由とすることは許されない。ところで、条例第17条第6号柱書とは、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を規定するところ、実施機関は、各号列記部分（「イ」ないし「へ」）を特定しないことはもとより、仮に、実施機関の不開示事由が、当該各号列記部分ではなく、その後段に明記する「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」であるとしても、本件開示請求対象文書の存否を明らかにし、もって、それを開示したとしても、千葉県が行う行政書士に対する懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすことは皆無なのである。すなわち、本件開示請求対象文書とは、千葉県が対象行政書士に対し、どのような調査を実施し、かつ、それにより、どのような心証を得たのかを記す内部意思決定等の文書（千葉県が聴取等した情報を明文化したもの）ではなく、各文書の名称を具体的に特定する定型既存の文書であり、それらは、行政書士が通常の業務において用い、また、取り扱うべき書類であることに鑑みれば、それを開示したとしても、将来の同種事案の処理においてあらかじめ調査対象となった行政書士が何らかの対策を講じることなどでき得ないのである。

例えば、「戸籍謄本（戸籍法第10条の2第3項）住民票の写し（住民基本台帳法第1条の3第2項）等職務上請求書」は、日本行政書士連合会の統一用紙として指定し、同連合会が販売をする文書であり、また、「金銭消費貸借契約証書」は、依頼人と職務上請求の対象者との権利義務を公証する書面（証書）であることから、逆に、それらは、懲戒請求の対象となる行政書士の適正な業務の遂行を担保するものとして、本件開示請求において特定され、もって、開示されたとしても、以後、行われるかもしれないという違法行為の隠蔽等には何ら役に立たないことはいうまでもなく、さらには、自己情報開示請求とは、行政文書開示請求とは異になり、その請求権者を自己に限定することはもとより、条例は、開示される自己情報（千葉県が保存する行政文書であっても開示の対象は個人情報である。）の用途を開示条件に掲げていないことに鑑みれば、実施機関の本件不開示事由は失当なのである。

すなわち、審査請求人は、行政書士の資格を有せず、今後においても取得する気がないことから、千葉県による懲戒請求の対象者にはなり得ないのである。なお、審査請求人は、本件措置請求の請求者であるだけでなく、対象行政書士が不注意（対象行政書士が審査請求人に係る住民票の写しを取得したことにつき、懲戒処分となっていないことから、あえて、不注意という。）により、取得した住民票の写しの当事者（職務上請求の対象者）であって、そもそも論として、本件開示請求対象文書の存在を認識（千葉県が証拠物として徴取したか否かは不知である。）する者であることに照らせば、条例第17条第2号「ロ」及び「ニ」の規定により、本件開示請求対象文書は、審査請求人に開示されるべき審査請求人に係る自己情報に該当するものであることから、実施機関は、本件開示請求対象文書（本件非開示文書）を審査請求人に開示する義務を負うものなのである

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 実施機関は、この開示請求文言を受け、実施機関としては、行政書士の監督事務を遂行するに当たり、行政書士に対する調査を行わずして、行政書士の業務に関する書類を徴取することはないことが一般であるため、当該開示請求文言は、同日に審査請求人から行われた他の開示請求対象文書と同様に、「〇〇年〇〇月〇〇日付け『措置請求』につき、対象行政書士から調査の参考資料として徴取する私に係る」職務上請求書等の写しを指すものと理解していたところであるという。

しかしながら、自己情報の開示請求における「開示請求をする自己の個人情報の内容」とは、実施機関が特定するものではなく、開示請求を行う特定個人が指定をするものであることに鑑みれば、たとえ、実施機関において、本件開示請求対象文書の取得方法が、実施機関のいう「〇〇年〇〇月〇〇日付け『措置請求』につき、対象行政書士から調査の参考資料として徴取した」ものであったとしても、審査請求人がその徴取方法を特定せず、開示請求対象文書を、単に、自己に係る「戸籍謄本（戸籍法第10条の2第3項）住民票の写し（住民基本台帳法第12条の3第2項）等職務上請求書の写し」並びに「金銭消費貸借契約書の写し」と特定するのであれば、本件開示請求の本旨（対象）は、私（審査請求人）に係る「戸籍謄本（戸籍法第10条の2第3項）住民票の写し（住民基本台帳法第12条の3第2項）等職務上請求書の写し」並びに「金銭消費貸借契約書の写し」の開示を求めるものなのである（徴取方法は、開示の適否を左右することはない。）。

これが、もし、仮に、実施機関の主張を容れるとなれば、本来、開示対象文書であった自己情報（保有行政文書）が、実施機関の判断によって、不開示文書（非開示文書）に分類されるという由々しき問題が生じてしまうのである。例えば、開示請求対象文書が大量の場合とか、請求内容が曖昧模糊で漠然として特定でき得ない場合に、補正の要請が必要となるどころ、いたずらに、実施機関が、不開示となり得る「文言」を明記させることにより、開示請求対象文書を特定させ、もって、不開示を誘発するという問題を払拭でき得ないのである。さらには、もし、審査請求人が、本件開示請求対象文書の徴取方法を知らなかった場合、実施機関は、本件開示請求対象文書を開示するのであろうか。現状の実施機関の「弁明」によれば、当然に、開示をするであろうところ、そうならば、懲戒請求をされたか否かにかかわらず、その作出者（行政書士）は開示されることはもとより、そもそも論として、当該行政書士が懲戒請求をされた事実は、審査請求人の知る事実であって、最早、法的保護を必要としないものなのである（この取扱いが、情報公開制度に基づく行政文書の公開請求と、個人情報保護制度に基づく自己情報の開示請求との差異なのである。）。

なお、行政書士法に基づく行政書士に対する懲戒請求とは、事業を営む個人の当該事業に関する情報であることから、結局のところ、秘匿性は皆無なのである（すなわち、懲戒となった場合における公表と、情報公開制度（自己情報の開示制度を含む。）における法的保護とは根拠法を異になる別個の問題なのである。）。

イ 実施機関は、措置請求の対象となった行政書士に対する調査は実施機関が当該措置請求の内容のどの部分に法的な問題があるかを検討した上で実施するものであるため、これらの文書が存在しているか否かを答えると、実施機関の調査内容が明らかになってしまう。また、これらの文書が行政書士の通常の業務で用いられる定型既存の文書であるから、将来の同種事業の処理においてあらかじめ調査対象となった行政書士が対策を講じるなどし、適切な調査が阻害されるおそれを否定できないという。

しかしながら、懲戒請求を行ったのは審査請求人であることから、どの部分に法的な問題があるのかは審査請求人の知るところ、定型既存の文書ということは、どの行政書士においても使用（利用）していることに鑑みれば、それを開示したとしても、適切な調査が阻害されることはないことはいうまでもない。すなわち、審査請求人が思うに、実施機関が行う調査とは、事前に、調査の日時及び調査内容を通知して実施することにより、その時点において、対象となる行政書士は、自身において

不適切が存すれば、ある程度、問題点を予測し、もって、不適切が存する書類（文書）があれば、当然に対処する（故意に法を犯すものは、それを認識しているのが常である。）ことはもとより、その際に、どの文書に対処すべきであるかは、実施機関の調査内容を知らずとも容易に判断でき得るものなのである。

#### 4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

##### (1) 弁明の趣旨

本件決定に対する審査請求は、これを棄却することが相当である。

##### (2) 処分の内容

本件決定は前記2（2）のとおりである。

##### (3) 本件決定の理由

条例第20条に該当する。

本件開示請求は行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条の3第2項の規定による措置請求に係る調査に関するものであるところ、開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えること自体が、特定の措置請求に係る調査に当たり徴取した書類等（以下「徴取物」という。）の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになる。

当該調査においては、県の担当者が措置請求の内容のどの部分に法的な問題があるかを検討した上で徴取物を決定しており、本件存否情報を開示すると、県の調査内容が明らかとなり、これにより将来の同種事案の処理においてあらかじめ調査対象となった行政書士が対策を講じることで適切な調査が阻害されるなどし、県が行う行政書士に対する懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上から、本件存否情報は条例第17条第6号柱書に該当し不開示とすべき情報であり、本件開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えることはできない。

##### (4) 弁明の内容

ア 実施機関の取得経緯を不開示理由とすることについて

審査請求人は、「本件開示請求対象文書とは、単に、私に係る「戸籍謄本（戸籍法第10条の2第3項）住民票の写し（住民基本台帳法第12条の3第2項）等職務上請求書」及び「金銭消費貸借契約書」と特定されるのみであることに鑑みれば、実施機関の取得経緯を不開示理由とすることは許されない」旨主張する。

この開示請求文言を受け、実施機関としては、行政書士の監督事務を遂行するに当たり、行政書士に対する調査を行わずして、行政書士の業

務に関する書類を徴取することはないことが一般であるため、当該開示請求文言は、同日に審査請求人から行われた他の開示請求対象文書と同様に、「〇〇年〇〇月〇〇日付け『措置請求』につき、対象行政書士から調査の参考資料として徴取する私に係る」職務上請求書等の写しを指すものと理解していたところである。

ところが、審査請求人の主張によれば、当該開示請求文言の趣旨は「『〇〇年〇〇月〇〇日付け {措置請求} につき、対象行政書士から調査の参考資料として徴取する』ものに限定されない『私に係る』職務上請求書等の写しを特定すること」にあると解される。

これは、当該開示請求文言が「〇〇年〇〇月〇〇日付け『措置請求』」に関わらない文書、すなわち、実施機関が行う行政書士の監督事務と関わらない文書を開示請求対象とするものと考えられるところ、前述のとおり、実施機関が行政書士の監督事務を遂行するに当たり、行政書士に対する調査を経ずして、行政書士の業務に関する書類を徴取することはないことが一般であることから、行政書士の監督事務に関わらない書面を実施機関が徴取することはない。

#### イ 条例第17条第6号柱書該当性について

審査請求人は、実施機関が政法第〇〇号-2で示した「開示しない理由」について、条例第17条第6号各号列記部分を特定していない旨、本件開示請求対象文書は内部意思決定等の文書ではなく定型既存の文書であり、行政書士が通常の業務において用いるものであるから、これらを開示しても将来の同種事案の処理における影響はないため、実施機関が行う行政書士に対する懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすことは皆無である旨等を主張する。

しかしながら、本件開示請求対象文書は内部意思決定等の文書そのものではないものの、措置請求の対象となった行政書士に対する調査は実施機関が当該措置請求の内容のどの部分に法的な問題があるかを検討した上で実施するものであるため、これらの文書が存在しているか否かを答えると、実施機関の調査内容が明らかになってしまう。

また、これらの文書が行政書士の通常の業務で用いられる定型既存の文書であるから、将来の同種事案の処理においてあらかじめ調査対象となった行政書士が対策を講じることはないとは断ずることはできず、対象行政書士がこれらの定型既存の文書を毀棄するなどし、適切な調査が阻害されるおそれを否定できない。

以上より、実施機関が行う行政書士に対する懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、審査請求人の主張には理由がない。

なお、条例第17条第6号各号列記部分を特定していない旨の主張については、当該各号列記部分は例示であって、各号列記以外の支障がある場合は同号柱書を特定すれば足りる。

その余の審査請求人の主張は、実施機関が条例第17条第2号本文の個人情報をも有することを前提に、本件開示請求対象文書が同号ロ及びニの不開示事由の例外に該当する旨を主張するものと解される。しかしながら、実施機関は、本件開示請求対象文書が存在しているか否かを答えること自体が、特定の措置請求に係る調査に当たり徴取した書類等の有無を明らかにすることになるため、同条第6号柱書に該当し不開示とすべき情報として存否の応答拒否をしたものであるから、当該書類等の存在を前提とした審査請求人の主張は失当である。

## 5 審議会の判断

### (1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、前記2(2)のとおり、本件開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、条例第17条第6号柱書に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第20条の規定により本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は前記3(1)アのとおり、本件決定を取り消して、不開示部分の情報をすべて開示するとの裁決を求めているので、以下、検討する。

### (2) 本件開示請求の対象について

ア 実施機関は、前記4(4)アのとおり、「当該開示請求文言は、同日に審査請求人から行われた他の開示請求対象文書と同様に、〇〇年〇〇月〇〇日付け措置請求につき、対象行政書士から調査の参考資料として徴取する私に係る職務上請求書等の写しを指すものと理解していた」としている。

イ それに対し、審査請求人は前記3(2)アのとおり、「本件開示請求の本旨(対象)は、私(審査請求人)に係る『戸籍謄本(戸籍法第10条の2第3項)住民票の写し(住民基本台帳法第12条の3第2項)等職務上請求書の写し』並びに『金銭消費貸借契約書の写し』の開示を求めるものなのである」と主張している。

ウ しかし、実施機関は「当該開示請求文言が〇〇年〇〇月〇〇日付け措置請求に関わらない文書、すなわち、実施機関が行う行政書士の監督事務と関わらない文書を開示請求対象とするものと考えられるところ、実施機関が行政書士の監督事務を遂行するに当たり、行政書士に対する調査を経ずして、行政書士の業務に関する書類を徴取することはないこと



が一般であることから、行政書士の監督事務に関わらない書面を実施機関が徴取することはない」と主張し、本件決定の開示請求対象として審査請求人が行った措置請求に係る文書を特定したと認められる。

エ 審議会で見分したところ、実施機関の業務内容等に鑑みると実施機関の主張に特段に不自然、不合理な点は認められず、本件開示請求の対象を実施機関が保有する、審査請求人が行った措置請求に係る文書としたことを否定することはできない。

したがって、審議会においては、審査請求人が行った措置請求に係る個人情報の不開示情報該当性について、以下、検討する。

(3) 不開示情報該当性について

ア 本件開示請求に係る個人情報の存否を回答することで開示することとなる情報の不開示該当性について実施機関は条例第17条第6号柱書に該当し不開示と主張するが、審議会で見分したところ、当該情報は措置請求に係る調査についての情報であると認められるので、職権により同号イ該当性について、以下、検討する。

イ 当該情報が開示されると、措置請求に係る調査に関連して保有する情報を個別に特定することにより、具体的な着眼点や情報収集状況等の情報が開示されることとなる。そうすると、今後、実施機関の正確な事実の把握が困難となり、措置請求に係る調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、その存否を回答することで開示することとなる情報は、条例第17条第6号イに該当する不開示情報であると認められる。

(4) 存否応答拒否の該当性について

ア 条例第20条は、開示請求に係る個人情報があるかないかにかかわらず、開示請求された個人情報の存否を回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合において、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることについて定めたものである。

なお、例えば、個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、個人情報が存在する場合のみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該個人情報の存在を類推させることになるので、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であるとされる。

イ 前記(3)イのとおり、本件開示請求に係る個人情報の存否を回答することで開示することとなる情報は、条例第17条第6号イに該当する不開示情報であるから、本件開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになると認められる。

ウ よって、実施機関が条例第20条の規定により本件決定を行った判断は結論において妥当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 3年 3月19日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和 3年 3月25日	反論書の写しの受理
令和 5年 2月20日	審議（令和4年度第8回第2部会）
令和 5年 3月16日	審議（令和4年度第9回第2部会）
令和 5年 4月24日	審議（令和5年度第1回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会